

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

町の中央部を西から東へと流れる神流川の両岸は、支流が複雑に入り組み、極めて急峻な地形が連続した起伏の激しい狭隘な地形をなす山間地域である。平均 1,000m前後の山々が連なり、林野面積が町の 88.3%に及んでいる。これに対し、農耕地面積は 1.8%と極めて少ない典型的な山村である。

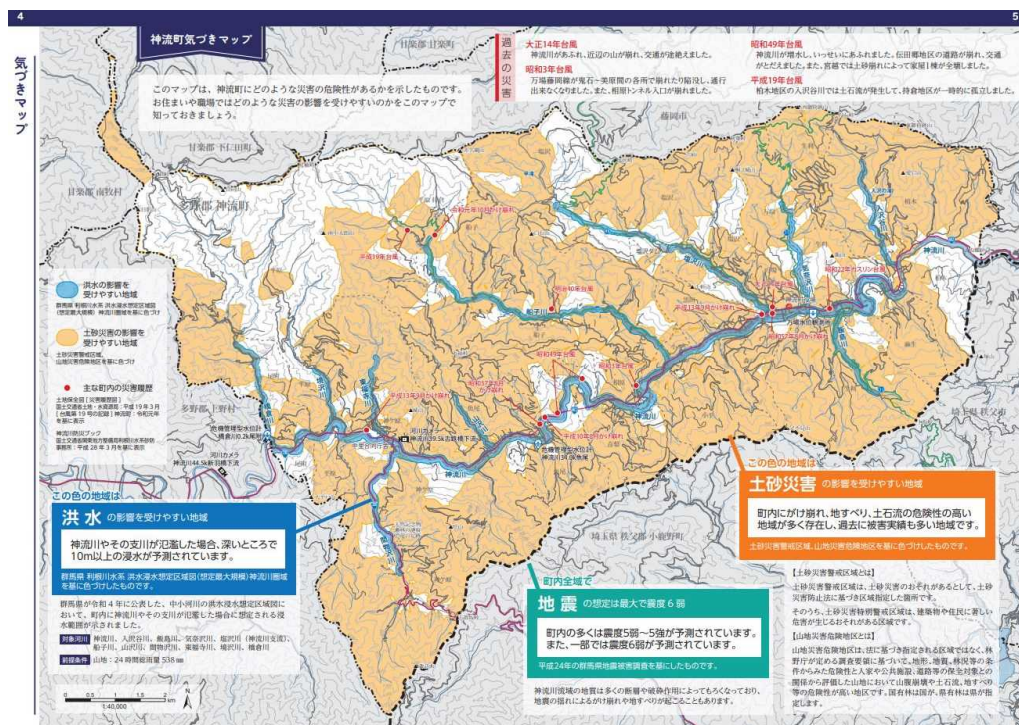
【土砂災害への警戒:神流町防災マップ】

町内の多くの事業所、商店が地すべりや急傾斜地などの土砂災害が発生する恐れがある土砂災害警戒区域に指定されている箇所位置している。

【洪水、浸水災害への警戒:神流町防災マップ】

令和元年の台風第 19 号の大雨の影響により、町内を東西に流れる神流川が増水し、一時氾濫の危険があった。1 事業所においては、床上浸水となり機械類などに甚大な被害が発生した。

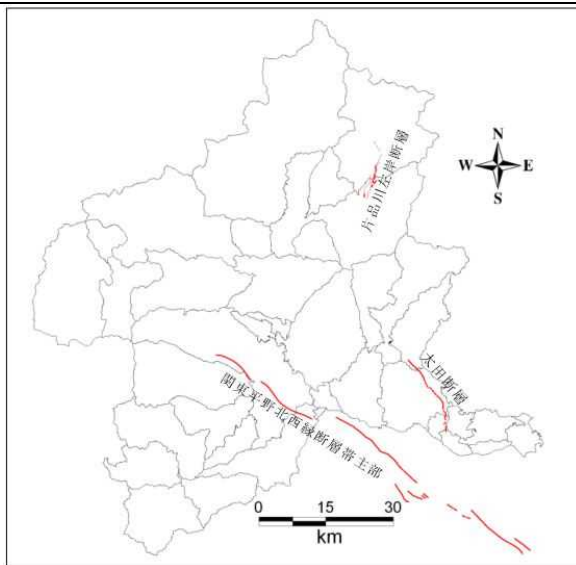
神流川沿いは群馬県水害リスク想定マップにおいて想定最大規模降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合は浸水することが予想されている。



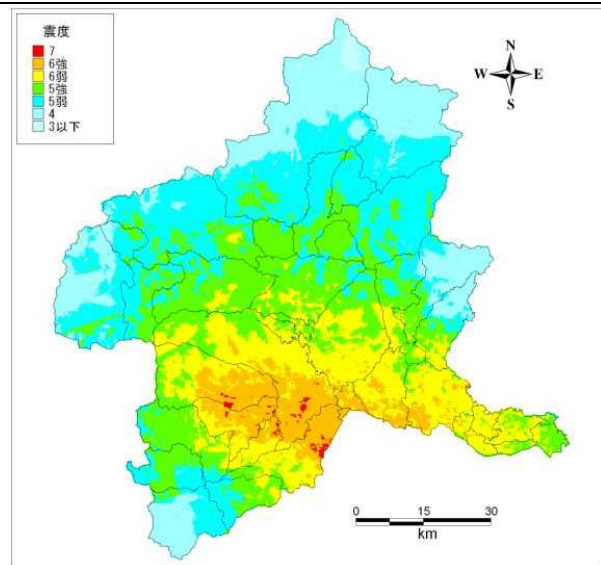
【地震:地震ハザードステーション(J-SHIS)】

神流町は比較的、地震の影響が少ない地域に指定されているが、群馬県が実施した「地震被害想定調査」(平成24 年6 月)の予測結果によると、神流町で想定される強い地震は「関東平野北西縁断層帯主部」「片品川左岸断層」「太田断層」であり、最も大きな影響を受ける地震は関東平野北西縁断層帯主部」で一部地域において震度6弱が想定されている。

被害としては、建物損壊や上下水道の破損などライフラインへの影響などが予想される。



被害想定を行う3つの断層(帯)と想定断層の位置図
資料:「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)



関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合
資料:「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)

【感染症:新型インフルエンザ等対策行動計画】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、有効な対処方法が存在しない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、神流町においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 152人
- ・小規模事業者数 143人

(内訳)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業・建築業	23	21	町内に広く分布している
	製造業	12	12	町内に広く分布している
	小売・卸売業	49	48	中心市街に集中している
	サービス業	35	30	町内に広く分布している
	その他	33	32	町内に広く分布している

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・神流町地域防災計画の策定、神流町国土強靱化地域計画の策定、神流町防災マップの作成
- ・地域内全域への防災無線の設置
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組み

- ・当会事業継続計画(BCP)の策定
- ・会員被災状況の収集
- ・事業者事業継続計画(BCP)に関する周知活動
- ・ぐんま共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

- ・新型コロナウイルス感染症特別相談窓口の設置

II 課題

(商工会の課題)

・計画は策定されているが、職員に防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の醸成が急務である。

- ・BCPに沿った実践的な対応トレーニングが十分とは言えないため、緊急時の円滑な対応及び行動への不安は大きい。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・新型感染症に関する計画が立案されていないため、感染拡大を防止するための手順や管理体制の整備が急務である。
- ・感染症のリスクを考慮したテレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者の多くが地すべりや急傾斜地などの土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域に指定される箇所に位置しているにも関わらず、過去の経緯から災害発生に関する危機感が少なく、BCPへの関心は低いことから、BCPに取り組む意識も薄い。優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・定期的な訓練実施により、行動力強化を図り災害発生時の行動計画の可視化を図る。また、訓練後のPDCAサイクル機能を構築し最適な計画へのブラッシュアップを行う。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間において被害状況報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者に対し、巡回や窓口指導時に自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や契約並びに保険相談会等について保険会社と連携し実施する。なお、対象とする共済や保険制度は以下のとおりとする。
【火災共済・火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、福祉共済、商工貯蓄共済、その他】

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・ 多発する自然災害や事故及び新型インフルエンザ等感染症などの、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、当会と当町において本計画を把握並びに整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、神流町地域防災計画や神流町防災マップ、群馬県水害リスク想定マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援策等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、LINE公式アカウント等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症は、国内のみならず世界規模で発生する可能性があり、感染状況の変化も著しいことから、常に最新情報の入手を心掛け正確な対応策の周知を図る。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 地域内事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 本会と協力体制にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ （仮称）神流町事業継続力強化支援協議会（構成員：神流町商工会、神流町等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（令和元年台風19号・平成23年東北地方太平洋沖地震等と同規模）が発生したと仮定し、神流町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による緊急事態宣言」が出た場合は、神流町における感染症対策本部設置に基づき神流町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～ 1 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週間に 1 回以上共有する
1 ヶ月以降	適時、共有する。

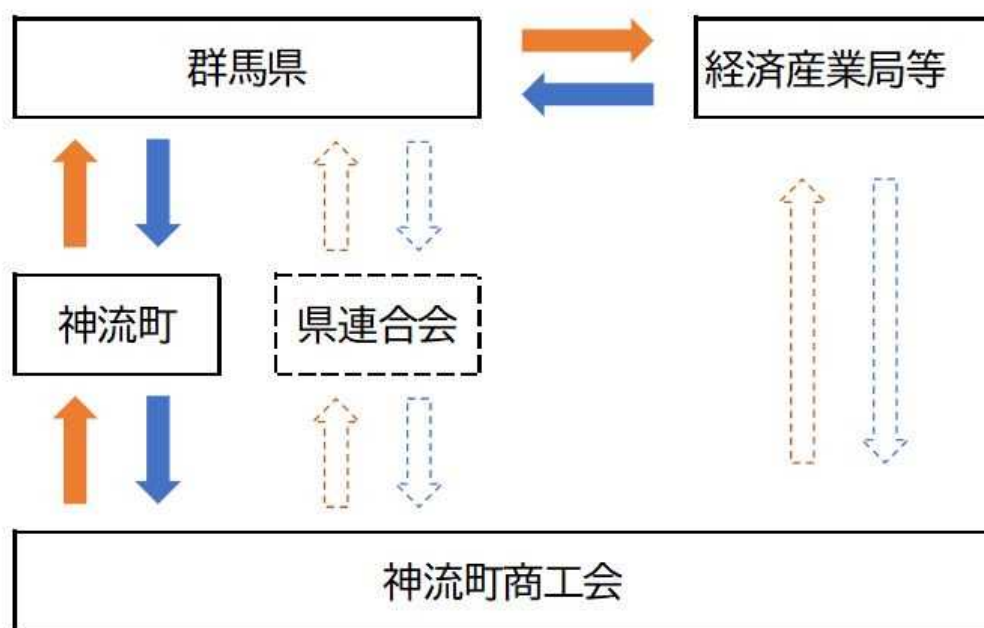
- ・ 神流町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把

握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、神流町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・ 当会と神流町と情報を共有した上で、当会（もしくは神流町）が、群馬県に報告する。但し、状況によっては当会から群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会を通じて群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、神流町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被災事業者は、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

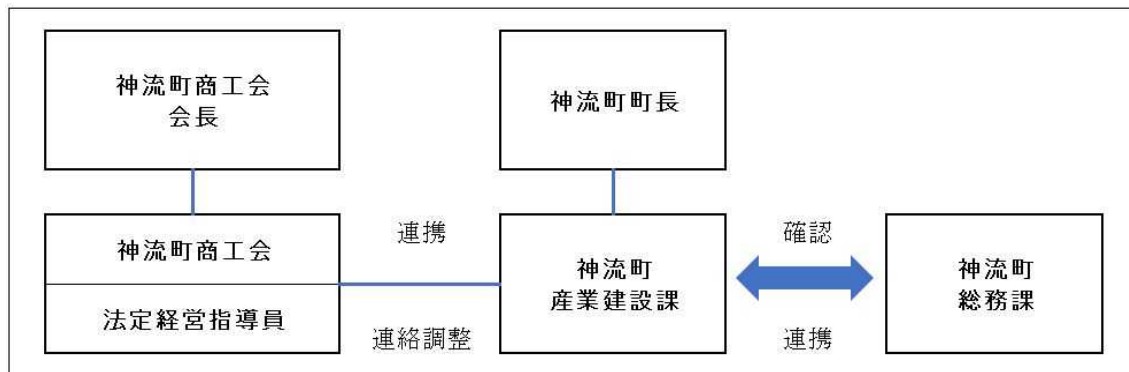
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 香西信昭 群馬県多野郡神流町大字万場 78 番地 2
TEL 0274-57-2414 FAX 0274-57-2869 E-mail:kannashoko@gmail.com

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／関係市町村連絡先

①商工会

神流町商工会
〒370-1504 群馬県多野郡神流町大字万場 78 番地 2
TEL 0274-57-2414 FAX 0274-57-2869 E-mail:kannashoko@gmail.com

②関係市町村

神流町役場 産業建設課
〒370-1592 群馬県多野郡神流町大字万場 90 番地 6
TEL 0274-57-2111 FAX 0274-57-2715 E-mail:sanken@town.kanna.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

①群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
TEL 027-226-3320 / FAX 027-223-7875 E-mail:sangyo@pref.gunma.lg.jp

②群馬県商工会連合会総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町 3-1-8

TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378 E-mail somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	135	135	135	135	135
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・チラシ作製費	25	25	25	25	25
・その他経費 (感染症対策等)	10	10	10	10	10

調達方法

会費収入、神流町補助金、 県補助金 、事業収入 等